

# メイドインジャパンの武器 が他国の子どもを命を奪う なんてことは許したくない

岸田内閣は昨年末に「防衛装備移転三原則」を改定し、殺傷能力のある武器輸出の解禁に踏み出しました。武器輸出のさらなる拡大が、国会審議もなく進められようとしています。



## 共同開発中の戦闘機を 何としても売りたい!?



岸田内閣の次の狙いは、日本がイギリス、イタリアと共同開発する戦闘機を、開発国以外の第三国にも輸出することです。

開発中の戦闘機は、航空自衛隊のF2攻撃機の後継機です。F2は対地攻撃能力を持ち、長射程ミサイルを搭載して敵基地攻撃能力の保持も目指される攻撃的兵器です。

また、欧州・中東9カ国に配備されているユーロファイターの後継機でもあります。サウジアラビアは同機を使い、イエメンへの無差別空爆を行いました。

戦闘機は殺傷武器そのもの。第三国輸出は、紛争を助長させるものに他なりません。

## 国会審議なく解禁へ

日本の武器禁輸は1967年に佐藤内閣が武器輸出三原則を表明、76年に三木内閣が「憲法の精神にのっとり武器輸出を慎む」と答弁したことで確立しました。81年には三原則の「実効ある措置」を求める国会決議がされました。

その後、例外措置がとられながらも維持されてきた「三原則」を2014年の安倍内閣が撤廃し、武器輸出を促進する「防衛装備移転三原則」を閣議決定しました。国会で確立された武器禁輸を閣議のみで大転換し、岸田政権はさらにこれを拡大したのです。

年末の「防衛装備移転三原則」改定で  
できるようになったこと

	改定前	→	改定後
国際共同開発	共同開発の相手国にのみ輸出可能		第三国へ部品や技術を輸出可。 ※完成品の直接輸出は議論継続
ライセンス生産品	米国のライセンス生産品に限り部品のみ可能。完成品は不可		ライセンス元国へ完成品を輸出可。元国から第三国への輸出も可。ただし戦闘中と判断される国を除く
5類型	救難、輸送、警戒、監視、掃海の活動用途に限る。殺傷武器は不可		5類型に係る業務や自己防護に必要な殺傷武器の輸出可能に。 ※類型の拡大は議論継続
部品	5類型などに該当しなければ不可		部品自体に殺傷能力がなければ輸出可
被侵略国の支援	ウクライナに殺傷能力のない武器を提供		ウクライナ以外にも自衛隊法上の武器に当たらなければ輸出可

殺傷武器輸出に道を開く  
「防衛装備移転三原則」  
改悪の中止を求める署名  
にご賛同ください!



# 武器輸出より“平和”の輸出を!

日本平和委員会

2024年2月発行

一人ひとりの平和の願いをもとに行動する平和NGOです  
「平和新聞」(旬刊)、「平和運動」(月刊) 発行中

# 紛争地の市民の命を奪い利益をあげる

## 恐るべき「死の商人」国家への道



### 次期戦闘機の共同開発 殺戮行為に加担するな!

2015年、サウジアラビア主導の連合軍がイエメンへの空爆を行った際、英共同開発ユーロファイターが利用され、19年9月、国連の専門家グループは、「合法性の疑わしい」継続的な武器輸出が「紛争と人々の苦難を長引かせている」と非難。また人権団体によると、2724回に及ぶ空爆、道路や橋なども攻撃され、一般市民の犠牲者も大量に出ました。無実の市民を殺戮する行為に、日本が加担することは許されません。

